

令和 3 年度 第 2 回南国市国民健康保険運営協議会議事録

日時：令和 3 年 12 月 20 日（月） 午後 7 時～午後 8 時

場所：南国市役所 4 階大会議室

出席委員 高橋委員、島内委員、植野委員、井坂委員、岡委員、西田委員
竹村委員、浜田委員、植田委員、丁野委員

○議事録署名人の指名

南国市国民健康保険規則第 9 条に基づき、植野委員と植田委員を会議録の署名人として指名

【議題の経過及び結果】

報告第 1 号 令和 3 年度南国市国民健康保険特別会計決算見込みについて

議案第 1 号 令和 4 年度における国保税率の改定について

その他

この議事の経過を明確にするため、この議事録を作成し、会長及び議事録署名人が署名する。

令和 4 年 2 月 15 日

会 長

丁野 美香

議事録署名人

植野 永子

植田 豊

1 日 時 令和3年12月20日(月)午後7時～

2 場 所 南国市役所 4階大会議室

3 出席者 委員(12人中10人出席)

高橋 幸子 委員

島内 幹夫 //

植野 永子 //

井坂 公 //

岡 瑛世 //

西田 光宏 //

竹村 明 //

浜田 和子 //

植田 豊 //

丁野 美香 //

南国市副市長

村田 功

保健福祉センター所長

藤宗 歩

【事務局】

市民課長

崎山 雅子

市民課国保係長

岡崎 七重

市民課国保係主事

小松 実夢

4 議 題

報告第1号 令和3年度南国市国民健康保険特別会計決算見込みについて

議案第1号 令和4年度における国保税率の改定について

その他

南国市国民健康保険運営協議会 委員名簿

	氏 名	所 属
被保険者を代表する委員	高橋 幸子	
	島内 幹夫	
	野村 雅子	
	植野 永子	
保険医又は保険薬剤師を 代表する委員	井坂 公	土佐長岡郡医師会
	岡 瑛世	土佐長岡郡医師会
	米田 和典	土長南国歯科医師会
	西田 光宏	高知県薬剤師会香長土支部
公益を代表する委員	竹村 明	南国市社会福祉協議会 会長
	浜田 和子	南国市議会議長
	植田 豊	南国市議会総務常任委員長
	丁野 美香	南国市議会教育民生常任委員長

岡崎国保係長

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、次第に沿って進めさせていただきたいと思います。ただ今より令和3年度第2回国民健康保険運営協議会を開催いたします。本日の出席委員は12名中9名となっており、委員定数の半数以上の出席がありますので、南国市国民健康保険規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告いたします。開会にあたりまして、村田副市長から挨拶がございます。

村田副市長

皆様改めましてこんばんは。副市長の村田でございます。夜分遅い中、そして寒い中、南国市国保運営協議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。今年2回目の南国市国保運営協議会でございます。日頃より国民健康保険行政に多大なご理解をいただきましてありがとうございます。そして特に医師会の皆様には、コロナワクチン接種に向けて日々ご尽力いただきましてありがとうございます。この場をお借りしまして改めて御礼申し上げます。高知県ではコロナウイルスの感染が一ヶ月ないという状況ではございますが、オミクロン株の感染が全国的にじわじわと上がってきておりまして、3月頃がまた危ないのではないかとされている状況でございます。南国市としましても第6波に備えているところでございます。年明け1月16日からは3回目の接種が始まる予定でございます。ぬかりのないように進めて参りたいと思っております。

今日は令和3年度国保会計の決算見込み、そして4年度の国保税率改定に向けてご検討いただくということになっております。1回目の会の時に、この12月の運営協議会において国保税率改定の諮問を行うということでございましたが、国保事業費納付金の仮算定の結果がまだはっきりしないため、年明け1月に納付金の額が確定をしたら、4年度の国保税率を上げるかどうか検討したいと思っております。後ほど事務局から説明をしますが、3年度の決算見込みでは2,700万程基金から繰入れするようになっており、赤字の予定でございます。このまま基金を取り崩しますと、現在基金が2億円前後ですので、できれば5年度まで持ちこたえたいという思いがありますが、まだ状況としては未定ですので、これにつきましてご審議に時間をいただきたいと思います。まだ先の話ではありますが、国保税率につきましては令和12年度を目途に県下統一する案がございます。それに向けて、激変緩和含め、国保税を徐々に県の統一税率に合わせしていくという計画でございますので、また資料等ご覧いただきまして十分にご審議をいただければと思います。今日は時間も遅いことですので円滑に会を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

岡崎国保係長

ありがとうございました。それでは今回、委員の変更がありましたので、委員の皆様お一人ずつ自己紹介をお願いいたします。

～自己紹介～

岡崎国保係長

ありがとうございました。それでは国民健康保険運営協議会の会長を決めたいと思います。南国市国民健康保険規則第11条では、会長は会務を総理し、協議会を代表し、並びに会議の議長となる。会長の任期は1年とする。と定められ

ています。会長は公益を代表する委員から選出することとなっていますが、立候補や推薦はございませんでしょうか？ないようでしたら、事務局の案としましては、丁野委員を会長に推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか？

～全員異議なし～

岡崎国保係長

ありがとうございます。それでは丁野委員に会長をお願いしたいと思います。それではここからは丁野会長に司会進行をお願いします。

丁野会長

皆様、会長の丁野でございます、よろしくお願いします。議事に入る前に、議事録署名人の指名をさせていただきます。植野委員と植田委員をお願いをしたいと思いますが、異議はありませんか？

～全員異議なし～

それではお二方よろしくお願いいたします。また本日の書記につきましては、市民課国保係の小松さんをお願いいたします。

それでは議題に入りたいと思います。本日の議題は報告が1件と議案が1件、その他となっております。事務局から説明をお願いいたします。

崎山市民課長

まず報告第1号について説明をさせていただきます。令和3年度南国市国民健康保険特別会計決算見込みでございます。資料2ページをご覧ください。まず歳入ですが、これは見込みではありますが、国保税は令和2年度より減収の見込みとなっています。また、県からの普通交付金、これは医療費に当たるものですが、若干の増額となっています。収支はマイナスとなっており、基金を27,772,000円繰入れる予定で、赤字の見込みです。歳入の総額は5,739,725,000円となっています。赤字になる理由ですが、やはり国保税の減収が響いていると思われます。また、国庫支出金につきましても若干減少をしております。

次に歳出ですが、保険給付費は療養給付費が令和2年度と比較して増額しております。高額療養費は減っていますが、療養給付費が増えているためプラスマイナスで若干増額となっています。国保事業費納付金についてですが、こちらは去年と比較すると減ってはいますが、状況としては昨年度と比較して厳しいものとなっています。保健事業費につきましてはそれぞれ令和2年度より増額になっていますが、これについては委託事業を増やしたため増額となっています。総額として歳出は令和2年度に比べて、23,955,000円の減額となり、5,739,725,000円となっています。

やはり国保税が減収したことが厳しく、保険給付費は微増となっていますが、3ページの円グラフを見ていただきますと、国保事業費納付金の支出は国保税と繰入金で賄っていくようになっているため、税の減収は大きく響いてきます。このようなことから、令和3年度については赤字決算になる見込みです。

今回、税務課長が欠席をしておりますが、税務課より、今回お示した国保税の収入見込み額はギリギリの状態であり、もしかしたら確保するのは難しいかもしれない、という話がありました。以上で説明を終わります。

丁野会長	事務局から説明がありました報告第1号につきまして、ご意見、ご質問等はございませんか。
浜田委員	歳入の令和3年度滞納分が36,552,000円の見込みですが、現在どのような状況でしょうか？見込めないといったことはありますか？
崎山市民課長	滞納額自体が減ってきているという所もありますが、収納率が大きく減っているということは現状ありません。
浜田委員	年度末までにこの見込み額がどれだけ徴収できるのか、何か手立て等ありますでしょうか？
崎山市民課長	税務課長が欠席のため、詳しいことがわかりません。申し訳ございませんが後日回答をさせていただきます。
浜田委員	わかりました。不足分が27,772,000円ですので、この分が少しでも滞納分で徴収可能であれば、基金の減少も抑えられると思うので、ここの部分で頑張れるのではないかと思います質問をしました。
丁野会長	その他にありませんか？
島内委員	令和3年度の予算額はいくらでしたでしょうか？予算額と見込額が載っていれば分かりやすいですが。
崎山市民課長	令和3年度の税の予算額は8億3,637万円ですが、10月末現在の調定額は9億5,041万4千円の調定額となっており、令和2年度は9億8,300万円ほどですので、減っております。
島内委員	ということは国保税が減収しているということになりますね。それと、国庫支出金についてですが、これはまだ入金されていないということですか？
崎山市民課長	県単位化をして以来、国庫支出金は基本的に入ってこないということになっていますが、年度によってはイレギュラーに入ってくることもあります。調定額としては無いということになっています。
島内委員	それでは予算についても基本的には0円にしているということですね？
崎山市民課長	そうです。
丁野会長	他にはございませんでしょうか？
浜田委員	島内委員の続きですが、最終的にいくらか国費が入ってくることは考えられませんか？

岡崎国保係長

今年度はない見込みです。

丁野会長

他になにかありますか？

村田副市長

ちなみにですが、予算ベースでいきますと、当初は1億円赤字の予定でしたが、歳入歳出ともに減少し、結果的に約2,700万の赤字となりました。

丁野会長

それでは他にないようでしたら、次の議題であります、議案第1号について事務局から説明をお願いします。

崎山市民課長

議案第1号、令和4年度における国保税率の改定について説明をします。4ページをご覧ください。先ほど報告第1号で示したとおり、予算ベースよりは基金繰入れが少なく済みましたが、やはり赤字であるため基金を取り崩してなんとか令和3年度の歳出を賄っている状況です。基金については、どれだけ蓄えがあれば良いかということは明確には言えませんが、基金無しで運用するのは今後厳しいと思います。なお、今年度の審議で、もし来年度税率を変えないということになれば、来年度も赤字になる見込みです。来年度の赤字幅は、現状の予想では令和3年度とほぼ同程度の2,700万ほどではないかと思いますが、令和4年度は税率を据え置き、基金で対応するか、もしくは将来に向けて税率を改定しておくか、ご審議をいただきたいと思います。

現在、県が公表している令和4年度の納付金は仮算定という状態です。県単化以前は、税率改定する場合、この時期に皆様にご審議をいただき、年明けに答申いただくという流れでやっていたけれども、県が財政運営をしている現在では、仮算定ではなく県が公表する本算定において、南国市が来年度納付すべき金額と標準保険料率が確定しますので、それを確認してからでないと税率改定についてお諮りすることができないということになっています。もし税率改定をするために諮問ということになるならば、1月末頃お諮りをし、2月初め頃に答申いただくというスケジュールになるかと思います。県単化に伴い、一時、国からの補填があったため財政状況は落ち着いていた時期がありましたが、国からの補助もなくなり、それ以降は保険給付費の伸びが被保険者の負担に繋がっていくということになります。

それではまず、今日お配りしております「補足資料」をご覧ください。これは今後高知県ではどのような財政運営をし、医療費に必要なお金を賄っていくかということをまとめた資料になります。1枚めくっていただきますと、第2期高知県国民健康保険運営方針というのがございます。対象期間が令和3年4月1日から令和6年3月31日となっており、現在この運営方針に則って走っているところです。上の方に、赤マルで「新」となっているところがありますが、これが新しく運営方針として盛り込まれたところになります。こちらに書かれているのが、将来的に高知県の被保険者は所得、世帯構成が同じであれば県内のどの市町村に住もうと同じ保険料を負担するとなっています。これは県単化がスタートした頃からの大きな方針でした。県単化が始まって3年間はこの議論をする前に、大きく赤字繰入れをしている市町村がありましたので、そこをまず解

消した上で、次の運営方針、つまりこの運営方針に盛り込んで行くということになっていました。国からも県下で保険料を統一するように言われており、高知県としてこの方針を明確に打ち出したという状況です。

次のページを見てください。保険料水準の統一ということで、これまでの経過がこちらに書かれています。経過の中で課題が出てきており、中段に書かれています。一人当たりの保険給付費が下がらないということ、これが減少してきていけばよいのですが、やはり高齢化に伴い、一人当たりの保険給付費が上がってきているという状況です。南国市レベルの規模でしたら、まだ被保険者数はそこそこいるのでここが大きく影響するという程ではありませんが、小規模の自治体、村レベルになると、少ない人数で保険給付費を負担しないといけない、しかも1つ高額な医療費が出るだけでダイレクトに大きな影響を与えてしまうという不安定さをはらんでいます。県単化し、同じ高知県内の被保険者という考えの基、それほどに市町村間で保険料の格差があるのはどうなのだろうか、というのがこの保険料統一の考え方に結びついています。一番下に書かれています、第2期運営方針における取組の方向性というところで、将来的には同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料、これを目指して行くということを出しています。なお、現状いつから統一するかということは決まっています。保険料の統一を今期で打ち出した上で、いつから統一するのかということも今後話し合っていくということになっています。

次のページ、各市町村における保険料水準の格差についてというところですが、こちらには保険料統一しない場合、20年後の2040年にはこれだけの格差がありますよ、ということが載っており、これは被保険者が減少した場合を想定しております。現在も被保険者数はどんどん減少しており、南国市においても現在は1万人を少し超えるぐらいの被保険者数ですが、もしかしたら来年度は1万人を切った状態で運営をしないといけないかもしれません。1万人を切ると、国の補助金の基準が大きく下がってきますので歳入が少なくなってしまう。その中で南国市は国保運営をしていかななくてはならない可能性があるのも今以上に厳しいものになるかと思えます。

次のページ、保険料水準の統一の理由・意義をご覧ください。高知県は小規模の保険者が多く増えており、南国市はどちらかと言えば大きい保険者の部類に入るのですが、それでも先ほど申し上げたとおり、被保険者が段々と減っている状況であるため、将来的に保険料水準を統一し、市町村格差を無くしていくということが統一を目指す理由です。

次のページの運営方針の取組の方向性について、これは先ほど説明した内容と同じ内容となっています。

もう1枚めくっていただき、今後のスケジュールという所をご覧ください。今期の第2期は統一に向けて検討を行っていくということになっています。そこで統一をしましょうということになれば、今後何年間で統一をするかという計画を策定し、この資料では6年間で合わせて行くということになっていますが、これはたたき台ですのでまだ決定事項ではありません。令和6年度からの第3期では統一に向けた動きになっていきますので、ここで南国市としてもどのように被保険者の方に大きな負担を与えず、県統一の保険料率に合わせて行くかということを考えることになります。

それでは運営協議会の資料に戻っていただき、4ページの議案第1号をご覧ください

ださい。令和4年度はどうしていくのか、ということになりますが、令和4年度はこのままの税率で行くと令和3年度ベースの赤字見込みとなります。しかし、現在県が示している仮算定に変更がなければ黒字の見込みとなります。ここが少し難しいところになりますが、県の仮算定はかなり甘めに見込んだ数字であり、この数値がそのまま本算定になるわけではありません。では本算定はいくらになるのか、ということが分からないまま今回の運営協議会を開いているわけですが、今後、最悪の見込みになった場合は赤字となります。仮算定にそこまでの変動がなければ黒字です。この会においても結論が出にくい現状にあります。なお、すでに決定していることについては5ページ以降に書いていますのでご覧ください。

令和4年度は国保税に影響のある制度改正がありまして、すでに2つのことが決まっています。1つは未就学児の均等割を軽減するということです。なお、軽減された分は他の被保険者にしわ寄せが行くというわけではなく、減額分は国が1/2、県が1/4、市が1/4を負担すると決まっています。もう一つは課税限度額の引き上げです。これは一定以上の所得がある方に影響があります。現状より3万円上がり、総額で102万円の限度額となります。

6ページをご覧ください。令和4年度の仮算定になります。仮算定の段階ですが、令和4年度の納付金は、令和3年度の納付金より59,758,026円減少します。この状態で行けば令和4年度は黒字です。ただ、県からは甘く見込んでいると言われているので、この金額より納付金上がる可能性が高いです。なぜ納付金が増える可能性があるのかについてですが、それが6ページの中段から下になります。まず納付金を決定するのに国が示す係数を使用しますが、その係数がまだ決まっています。係数が決まるのは12月末の予定になっています。係数が決まれば県が納付金の計算をし、年明けに市町村に公表されます。県単化が始まって以来、このスケジュールで動くよう決まっていますので、現状本算定の数字を出すことはできません。次に保険給付費見込額の変動の可能性があり、仮算定ではR3年3月～R3年8月診療分の医療費の実績をもとに計算しますが、これに加えて本算定時はR3.9月～R3.11月診療分も考慮するので変わる可能性があります。そして次に、前期高齢者交付金概算分について、こちらについても納付金が2.3%程度増額となる見込みでして、これらの要因を考えると今後納付金が増える可能性があるということです。

これらを踏まえて、7ページに令和4年度の予算案を載せています。予算案の左端が現状の仮算定で行った場合になります。この場合は基金の取り崩しはありません。逆に積み立てができます。次にその右隣、今の仮算定より1%増加した場合、この場合でもまだ黒字の見込みです。そしてその次、2%増えた場合、これ以上は基金の取り崩しが発生します。先に申し上げた、令和4年度は令和3年度と同程度の繰入れになると言ったのは、③の3%増だった場合です。ただ、おそらくここまでの増加にはならないだろうと県も言っておりますので、最悪でも2700万程度の繰入れになるというのが現状の見込みです。

次のページをご覧ください。7ページの予算案を踏まえて税率改定した場合のシミュレーションになります。3%上がった場合、赤字にならないように税率改定をしたパターンをいくつか試算しております。ご覧のとおり、少し被保険者に負担をいただく必要が出てきます。南国市は現状、所得割、均等割、平等割の3方式を採っており、県の標準保険料率より均等割を少し低くしています。と

いうのも、世帯員の数が多い場合、均等割を高くすると大きく国保税が上がる世帯があるためです。なるべく平準化するという方向で、現在は均等割を抑えて平等割を少し大きくしています。これを県の標準保険料率に近づけると、均等割が大きくなるので、現在の国保税より上がってくる世帯がいくつか出てきます。

9ページをご覧ください。シミュレーションによる世帯当たりの増税額になります。A、B、C、Dは8ページのA、B、C、Dになります。AとDは均等割を少し抑え目にしたパターンになりますが、この場合、一世帯あたりの増税額は約2万円ほどに収まります。BとCは均等割を更に上げた場合になりますが、ここまで行くと世帯によっては年額4万円ほど増加するところが出てきます。

次のページをご覧ください。こちらはモデル世帯における年税額をA～Dの税率別にシミュレーションしておりますので参考にご覧いただければと思います。

これらを踏まえて、税率改正をどうするのか、ということも11ページに書いております。6ページにありましたように、納付金の仮算定は上がる可能性があります。現状では来年度予算が見込みづらく、この状態で運営協議会に税率を変えるのか変えないのかについて諮りましても結論が出しにくいと思います。しかしこれから先のことを考えると、基金が残存する今、先を見据えた財政運営を考える必要があります。一方では基金がなくても標準保険料率に税率を合わせ、県の示すまま運営すれば良いという意見もありますが、県は毎年、標準保険料率を変えてくるため、その影響を受け、保険料が上がったり下がったりする世帯が出てきます。それもあまり好ましくないのではないかと思いますので、上げ下げの幅が大きくならないように基金で調整することも必要であると思います。なぜ基金が必要か、についてですが、今年は国保税の収納率が下がる見込みであることを先ほどの決算で述べました。税収は、国保税の算定が前年度の所得で左右されることや、被保険者数が減少すること等の要因で影響を受けます。税収が下がった時は基金を使って穴埋めをすることができますし、県の標準保険料率に南国市の税率を合わせて行ったとき、大きく税額が増える世帯がありますが、こういった時も一定の額について基金を使用し、平準化するといった使い方ができます。このような理由から事務局としては基金0で運営していくというのはあまり考えたくありません。基金は税率改定において、なるべく大きな負担を被保険者に与えないようにするために使用し、保険料統一に向けて対応していきたいと考えています。

それでは11ページにどういった審議を皆様にしていただくかということを書いています。まず来年度の予算について、今年度は赤字で見込んでおりますが、来年度は現時点でどうなるか分かりません。もし来年度が今年度ベースの赤字になったとしても、基金を取り崩すことで対処できる範囲ではあります。こういったことから、来年度は税率の改定は行わないという案が一つです。もう一つとしては、やはり本算定で赤字になる可能性があるならば、本算定通知を確認した後に税率改定をするかしないか結論を出すという案です。この二つの案のどちらにするのかをご審議いただきたいと思いますのでよろしく願いします。

丁野会長

それでは事務局から説明のありました議案第1号について、何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。

竹村委員	5ページの国保税課税限度額引き上げについて、基礎分が2万円、後期高齢者支援金分が1万円の引き上げで、増税が見込まれる世帯が90世帯とあります。12月10日の国保新聞にも取り上げられており、そこには高所得者の限度額を増やし、中間所得層の負担緩和を図る狙いとありますが、南国市においてこの改正がなされると増収に繋がることになりますか？
崎山市民課長	90世帯について3万円限度額が引き上がりますので、もちろんその部分は増えます。今まで限度額があるため抑えられていた、本来高所得世帯が負担すべき限度額超過部分について、そのしわ寄せが中間層の負担となっていましたので、限度額を引き上げることで今後税率が上がったとしても、これまでより中間層の負担が緩和されるような形となります。
竹村委員	高所得世帯の数が多ければ増収に繋がるのではないですか？
崎山市民課長	もちろんそうなりますが、増収を上げる目的というよりは、今後、国保運営に必要な税を集めるために税率を上げようとした時に、これまでの中間層の負担を高所得世帯が引き上がった分担うわけですので、中間層の負担を緩和する調整ということになります。
島内委員	4ページに国保税率の改定の背景には、毎年被保険者数が減少していることや新型コロナウイルス感染症による経済の停滞から国保世帯の収入が減少している等の要因があり、国保税収が減っているとあります。これから年末年始を迎え、その後にはオミクロン株の拡大も懸念されています。国保対象者である自営業や農家等はまだまだ厳しい状況が続くものと思います。しかしあと1年ほど経てば、通常の生活に戻ることができるのではないかと予測もあります。そういう見方をすれば、まだ基金で対応できる範囲とのことですし、令和4年度に改定はせず、1年後を見据えてやっていく方が良いのではないかと考えます。このような中で、診療報酬が改定されるだとか、薬価が下がるだとか、そのような情報を聞きますが、それはどれぐらい影響してくるのでしょうか？
崎山市民課長	保険者の負担は若干下がるものと思います。
島内委員	医療費は増加するのではないですか？
崎山市民課長	診療報酬が少し上がり、薬価下がります。トータルで見ると医療費は少し下がるものと思います。
島内委員	それであれば尚更、先ほど私が申し上げたようにした方が良いとは思いますが、まあ皆様のご意見もあろうかと思っておりますので。
丁野会長	皆様、他にご意見はありませんでしょうか？
村田副市長	年明けには県から本算定の数字が示されるわけですが、基金が持つのであれば令和4年度は改定する必要はないと今ここで決めた場合、もし県の数値が

3%増であると確実に赤字になります。基金は持ちますが、そうなると令和5年度は絶対に税率を上げなくてははいけません。激変緩和というわけではありませんが、令和5年度で大きく上げるよりは、令和4年度で少しだけ上げて、令和5年度でもまた少しだけ上げると、段階的に少しずつ上げる方法もあります。こういったこともお考えいただき、今ここで判断をするか、それとも少しお考えいただく猶予を持たし、年明けの本算定数値を確認した上で判断をするか。この辺も念頭に置き、ご審議ください。

高橋委員 団塊の世代が多く、現役世代が少ない状況ですので、一気に国保税を引き上げるのはどうかと思いますし、黒字ではないけれどもそこまでの赤字でもないということならば、少しだけ上げるような形が良いかと思います。

浜田委員 確認ですが、3%増になった場合、どれほどの赤字で基金がいくら必要かというところですが。

崎山市民課長 7ページの予算案にあるように、令和3年度納付金ベースだと4,500万の赤字となりますが、県が言うには令和3年度のベースにはならないと言っています。現状の仮算定だと1,500万の黒字となっており、ここから本算定数値が最悪3%増となった場合は現在2億円ほどある基金から2,700万円ほど取り崩す必要があります。

浜田委員 市が国保を運営していた時は基金が4億円ぐらいあれば十分ではないかと思っていましたが、県単位化の時には運営協議会で2億円は必要と説明をしていましたので、現状の基金残高は大丈夫な額ではないかと思います。そうすると、税率改定はそこまで切迫していることでもないのでは、と思ったりもします。ただ、未就学児の均等割を半額にするという改正は、その世帯の国保税が減ることですよね？そして限度額引き上げによる影響を受ける高所得世帯が90世帯あるのでこの分は増収になると、ここら辺の兼ね合いもあるのでなんとも言えない所ではありますが。だいたいどれぐらい所得があれば高所得世帯になるかわかりますか？

崎山市民課長 すみません、わからないためすぐにお答えできません。

浜田委員 わかりました。いずれにしても、本算定を確認してから判断するということの良いのではないのでしょうか？

～複数の委員が浜田委員の意見に賛成する～

島内委員 今日の会をやる必要はあまりなかったように思います。

崎山市民課長 本日の会は諮問ということではなく、現在の状況を皆様に説明させていただき、この時点で税率改定をしないということになれば市議会にその旨をあげるようになりますが、まだ現時点では判断できないので本算定を待つということなら、1月に事務局の方で作業をし、諮問をさせていただく運びとなります。

村田副市長

前回の会で市長に12月に諮問させてもらおうと、そう言ったことですので、島内委員がおっしゃるように、本算定がまだ出ていない状況ならば今日開く必要はなかったのではないかという意見も尤もではございます。大変申し訳ございませんが、本日は一度会を開き、皆様にどうするかご判断いただく会として開きました。行政の勝手な言い分ではございますが、よろしくお願ひしたいと思ひます

浜田委員

1月に判断する場合、事務処理は間に合いますか？

事務局

はい。

丁野会長

それでは議案第1号について採決をとらせていただきます。1月下旬の納付金本算定通知を受けて税率改定を行うか、税率改定は行わないか、本審議でどのように判断されますか？

島内委員

本算定通知を確認してから税率改定の判断をするので継続審議でよろしいのではないのでしょうか？

～一同賛成～

丁野会長

それでは次回の運営協議会において判断するということで継続審議といたします。では次の議題である、その他について事務局よりお願いします。

岡崎市民係長

継続審議ということになりましたので、来年1月中旬以降に県の本算定が確定するため、それをもって税率改定するかどうかご判断いただきたいと思います。もし税率改定ということになれば、協議会をあと2回開催させていただいて決定するということになります。次の会は1月の下旬を予定しており、そこで税率改定となれば、非常に短い期間で会を開催することとなります。また本算定通知があり次第、委員の皆様にご案内をさせていただきます。よろしくお願ひします。

丁野会長

それでは以上をもちまして、本日の運営協議会を終了いたします。委員の皆様のご協力によりスムーズに会を行うことができました。ありがとうございました。

